

富山市立学校における
医療的ケア児の受入れに関する
ガイドライン

令和6年3月

富山市教育委員会

目次

第Ⅰ 基本的事項	1 ページ
1 ガイドラインの趣旨・目的	1 ページ
2 医療的ケアとは	1 ページ
3 教育と医療的ケアの協働	1 ページ
4 学校における医療的ケアの実施内容等	2 ページ
5 保護者の責務・役割・理解	4 ページ
第Ⅱ 学校における医療的ケア児の受入れまでの流れと手続き	6 ページ
1 医療的ケア児の受入れまでの基本的な流れ	6 ページ
2 相談・説明	6 ページ
3 申込み方法	6 ページ
4 児童生徒の受入れ可否についての協議・検討	6 ページ
5 結果の通知	7 ページ
6 児童生徒の受入れに向けた手続きの流れ	7 ページ
7 その他関係機関との連携	8 ページ
第Ⅲ 学校での医療的ケア実施体制および対応	11 ページ
1 医療的ケアの安全実施体制について	11 ページ
2 感染症対策における医療的ケア児への対応	14 ページ
3 緊急時及び災害時の対応等	14 ページ
4 職員の研修	15 ページ
5 学校での医療的ケア実施の継続可否について	15 ページ
6 受入れ後の医療的ケアの内容変更について	15 ページ
7 長期欠席について	16 ページ
8 切れ目ない支援のための連携	16 ページ
第Ⅳ 様式	17 ページ

(参考資料)

- ・ 医療的ケアに関する関係法令・通知（文部科学省・厚生労働省等）
- ・ 富山市立学校医療的ケア運営協議会設置要綱
- ・ 富山市立学校医療的ケア運営協議会委員名簿等

第 I 基本的事項

1 ガイドラインの趣旨・目的

本ガイドラインは、富山市立小中学校（以下「学校」とする。）において、日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為（以下「医療的ケア」とする。）を受けることが不可欠である児童生徒（以下「医療的ケア児」とする。）を安全に受入れ、医療的ケア児が安心して学校に通学できるように、基本的な考え方や入学までの流れ、必要書類、関係機関との連携、緊急時の対応等について、留意事項を示したものです。

医療的ケアの実施により集団での学校生活が可能となる医療的ケア児に対し、他の子ども達との関わりの中で、安全を確保しながら、教育を行うことを目的として、本ガイドラインを活用します。

2 医療的ケアとは

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいいます。また「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童生徒とされています。

一般的に「医療的ケア」とは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる「喀痰吸引」や「経管栄養」、「気管切開部の衛生管理」、「導尿」、「インスリン注射」等の医行為*（医療行為）を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為（医療行為）は含まれないものとされています。

* 医行為とは医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為。医療関係の資格を有しないものは行ってはいけない。自宅等で医療的ケア児やその保護者が医療的ケアを実施できるのは、当該行為の違法性が阻却（正当化）されると考えられているため。

3 教育と医療的ケアの協働

学校は、教育適齢期の児童生徒に教育を行い、健全な心身の発達を図るに相応しい教育の場でなければなりません。医療的ケア児においても同様に、一人ひとりの心身の発達に応じた教育の場を提供することが重要です。

また、医療的ケア児と周りの児童生徒が、共に学ぶ中で育まれる豊かな関わりと相互理解を支えるため、教職員と看護師*が協働して、医療的ケアが安全に実施できると同時に、共に学ぶ児童生徒が、安心して交流できるよう安全を確保し、衛生に配慮した体

制を整備することも必要です。

*本ガイドラインにおける看護師とは、看護師、保健師等、専門資格を有し、学校での医療的ケアを実施する者のことを指します。

4 学校における医療的ケアの実施内容等

医療的ケアは、痰の吸引等の研修を受講した教職員等が、医療職との連携のもと実施することも可能とされていますが、本ガイドラインでは、学校生活における安全確保の観点から医療的ケアは看護師が行うことを基本とし、教職員は医療行為に該当しない範囲の補助などを、看護師と協力しながら進めていきます。

「導尿」、「インスリン注射」等で、主治医より「自己管理ができる」といわれている場合は、本人が実施するため、学校で医療的ケアの実施が必要な「医療的ケア児」の対象とはなりません。ただし、学校生活における安全確保や緊急時の対応などについて、学校と本人、保護者、主治医と連携して対応する必要があります。

学校での医療的ケア児の安全を確保するために、実施の要件、対象者、対象とする医療的ケアの内容、実施場所、時間等は、次のとおりとします。

(1) 医療的ケア実施の要件

医療的ケアの実施にあたっては、学校での受入れ体制（人員配置や施設環境等）が整えられているとともに、次の要件を満たしていることとします。

(表1)

① 病状や健康状態が安定し、学校生活において日常的に医療的ケアの必要性があること
② 日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
③ 病状や医療的ケアに関する情報を、リスクを含め保護者と学校等で十分に共有できること
④ 必要に応じて、主治医との連携を図ることができること
⑤ 医療的ケアを行うにあたり、訪問看護での対応が可能であること

(2) 医療的ケアの対象者

富山市立学校に在籍する又は在籍を予定する園児、児童生徒で、学校において日常的に医療的ケアを必要とし、保護者からの申込依頼があり、主治医の意見を基に、学校長、富山市立学校医療的ケア運営協議会の協議を踏まえ、教育委員会が実施可能と認めたとします。

(3) 対象とする医療的ケア

① このガイドラインにおいて学校で実施できる医療的ケアは、「医療的ケア児及びそ

の家族に対する支援に関する法律」に定めるものを基本とし、当面は、次の表に掲げる医療的ケアで（１）の要件を満たすものを対象とします。

その他の医療的ケアについては、富山市立学校医療的ケア運営協議会での協議を踏まえ、教育委員会が実施の可否を検討していきます。

（表２）対象とする医療的ケアの内容

医療的ケア	内 容
経管栄養	鼻腔や胃ろうなどからのチューブを介して、消化器（胃など）に栄養補給を行うこと
喀痰吸引	口・鼻・気管にチューブを入れ、電動の吸引器で、痰・鼻汁・唾液・吐物などを除去すること
人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法含む）	呼吸機能の低下が原因で、体内の酸素が不足している場合、人工呼吸器や酸素供給器等を使い、酸素を補うこと
気管切開部の管理	気管とその上部の皮膚を切開してその部分から気管にカニューレを挿入することで気道を確保している児童・生徒について、気管カニューレ周辺の管理を行うこと
血糖値測定・インスリン注射	インスリン製剤を注射することで体の外から補って、健康な人と同じ血糖値の変動パターンに近づけて血糖のコントロールを図る
人工肛門等の管理	衛生面、安全面の観点より、人工肛門、膀胱ろうを管理する
導尿	細菌の増殖を抑制し、尿路感染を防止するため、残尿を除いたり、膀胱内圧が異常に上昇する場合に導尿を行ったりすることによって腎機能を保護する
その他	児童生徒が学校生活を送るために必要な医療的ケアのうち、上記に記載のないもので教育委員会及び富山市立学校医療的ケア運営協議会との協議により、実施可能であると認めたもの

② 看護師派遣の対象としないケアの内容

- ・看護師の技術指導を必要とせず自分で実施可能なケア（インスリン自己注射、血糖測定、自己導尿 等）
- ・看護師でなくても対応が可能なケア（人工肛門のストマケア、治療薬の定時服薬 等）
- ・日常的でない医療的ケア（緊急時や悪化時のみ必要な処置、特定の季節や短期間のケア、高度な医療看護技術を必要とするもの 等）

（４）受入れ対象校

原則、全ての市立小・中学校を対象とします。

(5) 医療的ケアの実施場所及びその範囲

医療的ケアは、学校敷地内で行われるものを対象とし、校外学習や修学旅行、宿泊学習等、学校の敷地外で行われる活動を除きます。

(6) 医療的ケアの実施方法

学校での医療的ケアを実施するため派遣された、訪問看護ステーション等の看護師が医療的ケア児の主治医の指示に基づいた方法で、教職員や保護者の協力を受けて医療的ケアを実施します。

(7) 実施日及び時間

- ① 学校課業日とします。
- ② 実施時間は、原則8：30～15：30の在校時間帯とします。
- ③ 看護師を派遣する日程（日、時間、実施回数）については、学校長、保護者、教育委員会の協議を踏まえ、教育委員会が総合的に判断します。

(8) 次のような場合には、医療的ケアが実施できないため、保護者に対応を求めます。

- ① 看護師に突発的な事象が発生した場合
- ② 看護師の変更が生じた場合
- ③ 看護師の人員が不足し、医療的ケアが安全に実施できる体制が整わない場合

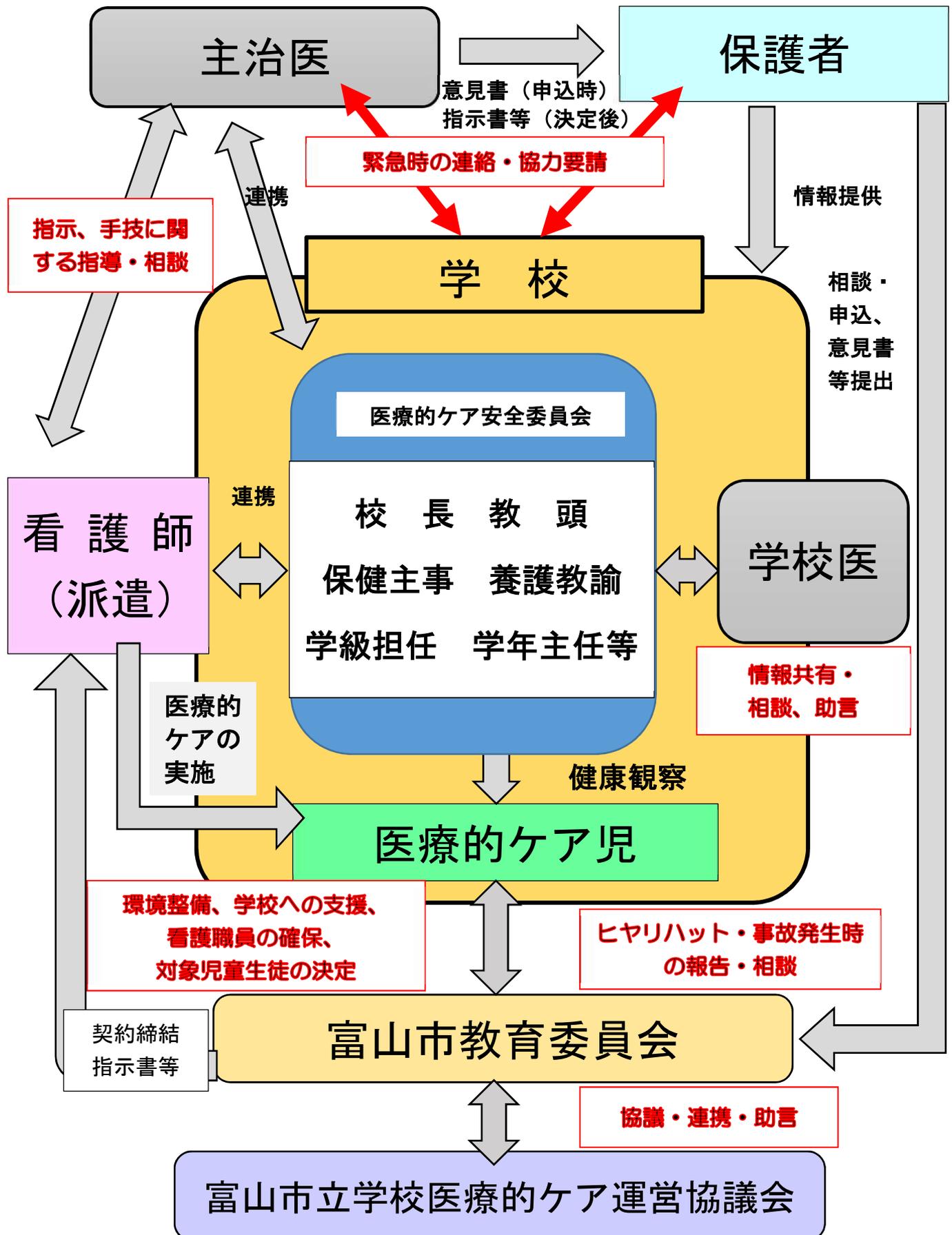
5 保護者の責務・役割・理解

学校において医療的ケアを安全に実施するためには、保護者にもその責務や役割について、理解していただくことが必要となります。

(表3) 保護者の責務・役割等に関する事項

(1) 学校での集団生活の可否や医療的ケアへの対応について検討するため、児童生徒の状況等に関する情報提供や面談を行うこと
(2) 医療的ケアの内容に関する新たな情報（主治医の意見や健康状態の変化等）をすみやかに学校へ伝達すること
(3) 看護師の不在等により、学校での医療的ケアが実施できない場合があること
(4) 緊急時の対応や連絡手段について事前に協議すること
(5) 入学後、必要に応じて物品や費用の負担について調整が必要なこと
(6) 保護者は、医療的ケアに必要な機材・器具・衛生用品等の準備及び管理を行い、不足のないように準備・点検・整備を行うこと
(7) 登校時、保護者又は児童生徒と教職員で持ち物（医療的ケアの物品・消耗品等）の確認をし、不備がある場合には、整うまで教育を行うことができないこと
(8) 医療的ケアを行った際に出た廃棄物は、原則保護者又は児童生徒が全て毎日持ち帰ること

学校における安心・安全な医療的ケア実施のための連携



第Ⅱ 学校における医療的ケア児の受入れまでの流れと手続き

1 医療的ケア児の受入れまでの基本的な流れ

医療的ケア児の受入れまでの流れについては、【図2】のとおりとします。

2 相談・説明

教育委員会、相談機関等において、学校での医療的ケアの実施を検討される方に、申込み方法や手続き、留意点等について説明します。

3 申込み方法

(1) 書類の提出

医療的ケアの実施を希望する保護者は、教育委員会に医療的ケアの実施申込み手続きを行う際、次の①～③の書類を提出してください。

【提出書類】

- ① 医療的ケア実施申込書（様式1）
- ② 医療的ケア実施に関する同意書（様式2）
- ③ 医療的ケアに係る主治医意見書（様式3）

※医療機関などに支払う文書料は保護者負担とします。

(2) 面談の実施

教育委員会へ医療的ケアの実施申込み手続きを行う際に、保護者・児童生徒との面談を実施します。教育委員会は、面談時に医療的ケア面談記録（様式4）を記載します。

4 児童生徒の受入れ可否についての検討・協議

児童生徒の受入れの可否について、教育委員会は、申込み時に保護者から受領している関係書類、面談内容、学校における対応可能な医療的ケアの内容などを基に、学校長、富山市立学校医療的ケア運営協議会で検討・協議を行います。

5 結果の通知

- (1) 教育委員会での協議の結果、医療的ケア実施の要件を満たし、受入れが可能と判断した場合は、保護者へ「承認通知書」を送付します。

(2) 教育委員会での協議の結果、医療的ケア実施の要件を満たしていない、または、提出された書類等に重大な錯誤があり安全な受入れを行うことができない、と判断した場合は、保護者へ「不承認通知書」を送付します。

6 児童生徒の受入れに向けた手続きの流れ

- (1) 保護者は、主治医に**主治医指示書（様式5）**の作成を依頼し、教育委員会へ提出します。
※このほか、必要に応じて追加で書類の提出や聞き取り等を依頼する場合があります。
- (2) 教育委員会は、**主治医指示書（様式5）**の写しを対象の児童生徒が在籍する学校及び看護師に送付します。
- (3) 学校は、**主治医指示書（様式5）**の記載内容と保護者から確認した各家庭におけるケア方法を基に、「緊急時の対応（例）」（図3）を参考に「個別の緊急時対応マニュアル」を作成します。
- (4) 看護師は、**主治医指示書（様式5）**の記載内容を基に個別の実施マニュアルを作成し、教育委員会と学校に送付します。
- (5) 主治医は、看護師が作成する個別の実施マニュアルの確認、個別の手技に関する助言・指導を行うほか、学校が作成する緊急時対応マニュアルの確認や職員研修等において指導助言を行います。
- (6) 学校は、主治医、看護師と連携し、緊急時の職員の役割、対応の手順等について事前に研修を実施し、校内での医療的ケアの実施に備えます。
- (7) 学校は、緊急時や災害時に、保護者が迎えに来られないことも想定し、3日分程度の必要な物品等を保護者から預かり、ストックします。

7 その他関係機関との連携

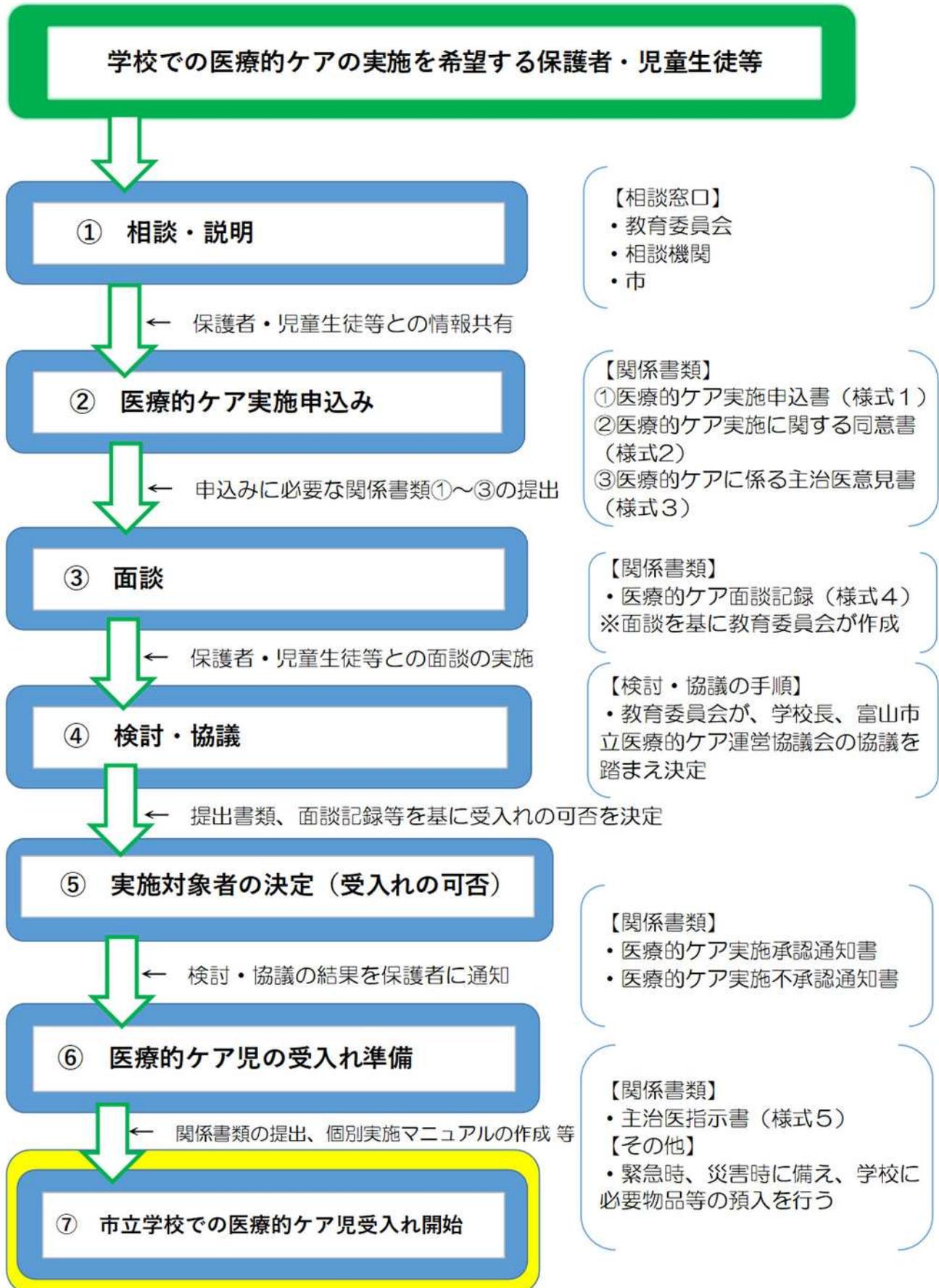
- (1) 医療的ケア児が、主治医以外に医療機関等に通っている場合は、通院先の医師・看護師・理学療法士・作業療法士等とも、連携をすすめることが大切です。

(2) 学校は、保護者の了解のもと、必要に応じて互いの個別の教育支援計画を共有し、共に支援を進めます。

(3) 教育委員会は、富山市消防局をはじめ、市の関係機関と必要な情報を共有し、医療的ケアが必要な児童生徒の救急搬送にあたって迅速な対応ができるよう、連携を図ります。

(図2)

富山市立学校における医療的ケア児の受入れまでの基本的な流れ



緊急時の対応 (例)



(担任または授業者)

状況を確認するとともに保健室、校長室、職員室、事務室の職員へ応援要請
※担任または授業者が現場を離れられない場合には、児童生徒の協力を得て、応援を要請

養護教諭、教頭、担任が現場に急行する。
職員室に教頭、担任が不在の場合、職員室にいる職員が校内放送にて呼び出しを行う。

(養護教諭)

- ①現場にて体位の保持、経過観察
- ②救急車要請後主治医に連絡。到着までの対応の指示を受け対応。
- ③授業者に記録を指示

(教頭)

- ①状況確認 ②校長に報告 (不在の場合は電話報告)
- ③救急車の要請
- ④記録を指示
- ⑤保護者への連絡を指示
- ⑥主治医への連絡を指示
- ⑦学校医等への協力要請等の指示

(校長)

- ①報告を受け状況を把握
- ②救急車要請等の指示
- ③教育委員会へ報告

(授業者)

- ・時間、状況の記録

(担任及び学年主任)

- ①保護者に連絡
- ②連絡の結果を報告

救急車到着 到着までの対応が可能な者（医師又は保護者）がいれば事故対応を行う。

(養護教諭・担任)

・救急車要請時から到着時までに対応したこと、様態の変化、その他学校が把握している医療的ケア児の情報を救急隊員に伝える。予備の消耗品等を預かっている場合は携帯し、救急車に同乗する。

(学年主任等)

・必要に応じて、別の車で病院に向かう

〇〇病院（医療機関）にて処置を受ける。必要に応じてかかりつけ医等を受診する。

(養護教諭または担任)

- ・学校に状況を報告

(教頭)

- ・校長に状況を報告

(校長)

- ・教育委員会へ報告

(教育委員会)

第Ⅲ 学校での医療的ケア実施体制および対応

1 医療的ケアの安全実施体制について

(1) 医療的ケア安全体制の整備

① 医療的ケア安全委員会の設置

医療的ケアを実施する学校は、安全かつ適切な医療的ケア実施のために「医療的ケア安全委員会」を設置し、関係職員の連携を図り、組織的な実施体制を構築します。委員会の組織及び運営は、以下を参考に学校長が別に定めます。

(表4) 委員会の組織及び運営（例）

【組織の構成】

校長、教頭、医療的ケア担当職員（保健主事等）、養護教諭、学年主任、医療的ケア児の担任、事務担当者、その他校長が必要と認める者

【所掌の例】

- ・児童生徒の医療的ケアの実施に関すること
- ・医療的ケアの実施上の課題に関すること
- ・医療的ケアに関する研修の計画、実施及び評価に関すること
- ・緊急時の対応体制の点検・評価に関すること
- ・感染予防、ヒヤリハット事例の蓄積・分析、その他医療的ケアの安全・衛生面に関すること
- ・教育委員会への報告等に関すること
- ・その他校長が必要と認める内容に関すること

② 学校における医療的ケア実施要項の策定

学校において、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒に対し、安全かつ適切な医療的ケアを行うための実施体制の整備を目的として学校長が別に定めます。

(2) 医療的ケア実施に関する情報の共有

医療的ケアに関する情報は、校長、教員等の職員間で共有するとともに、必要に応じて、保護者同意の上、専門機関等（学校医・主治医・かかりつけ医・理学療法士・作業療法士等）に意見を求め共有します。また、医療的ケアが必要な児童生徒の状況について、集団生活を実施する上で、保護者同意のもと、他の児童生徒の保護者との間で情報共有する場合があります。

(3) 関係書類の作成及び見直し

学校等は、医師、校長、教員、看護師等で情報共有した内容を基に、保護者への確認、合意形成を図りながら、次の関係書類を作成するとともに、必要に応じてその見直しを行います。

(表5) 関係書類

書類の名称	作成者
①個別の実施マニュアル	看護師
②個別の緊急時対応マニュアル	保健主事
③個別の教育支援計画	担任

(4) 学校関係者の役割

児童生徒が学校内で安全に医療的ケアを受けながら、集団生活の中で快適に過ごせるよう、校長をはじめとした教職員が連携します。

- ① 管理職、教員、その他教育に関わる全ての職員が連携して対応します。
- ② 職員会議や職員研修等で児童生徒の状況を把握し、集団生活の中での配慮内容や留意事項を共通認識し、職員同士が声を掛け合いながら対応します。

(表6) 医療的ケア児に関わる主たる職員、関係者とその役割(例)

職名	役割
校長 教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における医療的ケア実施要項の策定・改定 ・医療的ケア安全委員会の設置・運営 ・医療的ケア児の受入れ、医療的ケアの実施の決定に関する検討 ・本人、保護者への説明 ・各教職員の役割分担の明確化 ・主治医、学校医、看護師等との連絡調整 ・緊急時の体制整備 ・指示書等の個人情報管理 ・教育委員会への報告（ヒヤリハット・事故等）
保健主事	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア安全委員会の企画、運営 ・医療的ケアに関する研修の企画、運営 ・指示書に基づく個別の緊急時対応マニュアルの作成
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の健康状態の把握 ・主治医、学校医、看護師等との連絡調整 ・看護師と教職員の連携支援 ・医療的ケア安全委員会の企画、運営への協力 ・医療的ケアに関する研修の企画、運営への協力 ・指示書に基づく個別の実施マニュアル、個別の緊急時対応マニュアルの作成への協力 ・緊急時対応 ・薬、器具の管理 ・実施場所の環境整備

担 任	<ul style="list-style-type: none"> • 健康観察 • 保護者や養護教諭、看護師等との情報共有（個別の実施マニュアル、個別の緊急時対応マニュアルの作成への協力） • 個別の教育支援計画の作成 • 教室の環境整備 • 緊急時対応
全ての教職員	<ul style="list-style-type: none"> • 医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義の理解 • 医療的ケア児に対する適切な対応支援 • 配慮食等の給食対応（必要に応じて） • 緊急時対応
学校医	<ul style="list-style-type: none"> • 在籍する医療的ケア児に関する情報把握 • 医療的ケア実施環境に関する指導助言
主治医	<ul style="list-style-type: none"> • 本人や学校の状況を踏まえた書面による指示 • 診療情報提供書の交付（必要に応じて） • 緊急時に係る指導助言 • 個別の手技に関する看護師への指導 • 個別の実施マニュアル、個別の緊急時対応マニュアルの確認 • 学校との連携（情報提供、指導、面談等） • 保護者への説明
看護師 （事業所等）	<ul style="list-style-type: none"> • 医療的ケア児の健康状態の把握 • 個別の実施マニュアルの作成 • 医療的ケアの実施、記録 • 教職員、保護者との情報共有 • 緊急時対応
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 医療的ケア運営協議会の設置、運営 • 医療的ケアに係るガイドラインの策定 • 医療的ケア児の受入れ、医療的ケアの実施の決定 • 医療的ケアを実施する看護師の確保 • ヒヤリハット事例等の蓄積 • 医療的ケア児の受入れ体制について保護者や関係機関への周知

（５）実施環境の整備

- ① 医療的ケアは、衛生面、安全面、および児童生徒のプライバシー等に留意した適切な環境において実施します。
- ② 児童生徒が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と学校において相互に確認の上、衛生的に保管・管理します。
- ③ ヒヤリハット・事故等の事例の蓄積及び分析を行う等の体制を整備します。

また、ヒヤリハット・事故等の事例について、各報告書を作成し、学校を管轄する教育委員会へ情報共有を図るとともに、学校内において教職員と共有・分析し、再発防止策を講じます。

(6) 関係書類の管理

児童生徒の医療的ケアの実施に関する書類は、「小（中）学校児童（生徒）指導要録」と同様に学校において卒業・転出後5年間保管します。

2 感染症対策における医療的ケア児への対応

医療的ケア児が在籍する学校においては、必要に応じて、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に対応の判断を行います。

学校は、感染症の流行時における医療的ケア児の登校に当たり、事前に受入れ体制や医療的ケアの実施方法等について、学校医等にも相談の上、安全に十分配慮します。

3 緊急時及び災害時の対応等

(1) 緊急時への対応等

- ① 教育委員会は、医療的ケアが必要な児童生徒の救急搬送に備え、医療機関のシステム（MEIS）への登録を確認するとともに、富山市消防局にも情報提供を行います。
- ② 学校は、緊急時に対応するため、事前に「個別の緊急時対応マニュアル」を定め、事故発生等の緊急時には、マニュアルに記載されている手順に従って対応します。

(2) 災害時への対応等

- ① 学校は、災害発生時に安全かつ速やかな避難ができるよう、事前に避難場所や経路を把握するとともに、教職員の役割分担等を明確にします。
- ② 数日間、避難生活をすることも想定し、安全に医療的ケアを実施できる場所の確保について事前に検討を行います。
- ③ 停電の発生により、電気が使用できない状況下での医療的ケアの実施方法や児童生徒への対応について事前に検討を行います。
- ④ 災害時に主治医等の医療機関への受診が可能となるよう、事前に保護者と受診先や必要書類等についての情報共有と準備を行います。
- ⑤ 学校は、富山県医師会・富山県小児科医会で作成された「富山県医療的ケアが必要な子ども達のための災害時対応マニュアル」「富山県医療的ケアが必要な子ども達のための災害時必携ファイルあんしんノート」を活用し、緊急時の対応について学校内で共有します。

※詳細はこちらをご覧ください。

公益社団法人富山県医師会ホームページ

URL：<http://www.toyama.med.or.jp>

「富山県医療的ケアが必要な子ども達のための災害時対応マニュアル」

「富山県医療的ケアが必要な子ども達のための災害時必携ファイルあんしんノート」

4 職員の研修

- (1) 医療的ケア及び教育活動を安全かつ適切に実施するため、医療的ケア児の心身の状況や必要とする医療的ケアの内容、教育活動に関する留意点等について、学校内で定期的に研修を行い、教職員の知識の向上を図ります。
- (2) 富山市及び他機関が実施する医療的ケアに関する研修への参加や、医療的ケアを実施している他の学校への訪問等を実施し、看護師・教職員等の知識・技能の向上に努めます。

5 学校での医療的ケア実施の継続可否について

- (1) 教育委員会が、医療的ケア実施の継続の可否を判断するため、保護者は、毎年度 **主治医指示書（様式5）** を教育委員会へ提出します。
- (2) 上記の書類及び主治医の意見を踏まえ、教育委員会が、引き続き同一の医療的ケアの必要性を認めた場合には、医療的ケアの実施を継続します。

6 受入れ後の医療的ケアの内容変更について

- (1) 受入れ後、児童生徒の状況が変わった場合には、保護者は、改めて**主治医指示書（様式5）** を提出します。
- (2) 主治医の指示に基づき、学校が本ガイドラインの「第Ⅰ 基本的事項4（3）対象とする医療的ケア」に規定する内容で医療的ケアが実施される場合は、これまでどおり継続します。規定する内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、学校での検討、富山市立学校医療的ケア運営協議会の協議を踏まえ、教育委員会が、適切と判断する場合には限り、医療的ケアの実施を継続します。
- (3) 主治医の指示に基づき、医療的ケアが終了となる場合は、保護者がすみやかに教育委員会へ連絡します。
- (4) 医療的ケアが終了となった場合は、主治医の指導を受けながら児童生徒の健康状態等を確認します。終了後は、他の児童生徒と同様の学校生活を送ることになります。
- (5) 児童生徒の成長に伴い、医療的ケアの内容が変わることも予想されることから、成長や育成にも配慮しながら対応していきます。なお、医療的ケアの内容に変更が生じる場合は、保護者及び主治医に確認を行います。

7 長期欠席について

入院等による長期欠席後、登校が可能となった場合は、学校における医療的ケアの再実施について、必要に応じて主治医に意見を求めます。

8 切れ目ない支援のための連携

ライフステージにおいて切れ目のない支援を行うことは、全ての児童生徒にとって重要であることから、医療的ケア児の小学校への就学、中学校への進学に際し、受入れ体制の確保のために、保護者と学校、関係機関とが連携しながら、学校は保護者同意のもと、小学校・中学校・教育委員会等への情報提供を行います。

第IV 様式

様式1	医療的ケア実施申込書 医療的ケアの申込み時に保護者が記載し、教育委員会へ提出する。
様式2	医療的ケア実施に関する同意書 記載事項について保護者が確認し、教育委員会へ提出する。
様式3	医療的ケアに係る主治医意見書 医師が記載し、保護者が教育委員会へ提出する。 (教育委員会が提示する様式の主治医意見書と同様の内容が記載されていれば、病院様式でも可)
様式4	医療的ケア児に関する面談記録 受入れに係る面談を教育委員会が実施し、医療的ケアの内容・面談時の様子を詳細に記載する。
様式5	主治医指示書(別紙1~9) 主治医が医療的ケアの内容を指示する書類。 (教育委員会が提示する様式の診断書と同様の内容が記載されていれば、病院様式でも可)

様式

様式1：医療的ケア実施申込書

様式2：医療的ケア実施に関する同意書

様式3：医療的ケアに係る主治医意見書

様式4：医療的ケア児に関する面談記録

様式5：主治医指示書（別紙1～9）

医療的ケア実施申込書

(宛先)富山市教育委員会

次のとおり、医療的ケアの実施を申し込みます。

学校への受入れ検討を行う際、関係機関で必要書類の複写等を行い、情報共有が行われることに同意します。

年 月 日

申請者(保護者)氏名

児童生徒	氏名	生年月日		性別
	(ふりがな)	年 月 日		男・女
学校名		学年		
住所	富山市	携帯(父).....		
電話番号		携帯(母).....		

実施を申し込む医療的ケアの内容(保護者記入)

必要な 医療的ケア	<input type="checkbox"/> 経管栄養(経鼻・胃ろう) <input type="checkbox"/> 喀痰吸引(口腔・鼻腔・気管カニューレ内) <input type="checkbox"/> 人工呼吸器による呼吸管理(酸素療法含む) <input type="checkbox"/> 気管切開部の管理 <input type="checkbox"/> 血糖値測定・インスリン注射 <input type="checkbox"/> 人工肛門等の管理(人工肛門・膀胱ろう) <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> その他()
--------------	--

予想される緊急時の対応(保護者記入)

必要な 医療的ケア	予想される 緊急時の状態	対応・緊急搬送先
経管栄養		
喀痰吸引		
人工呼吸器による呼吸 管理(酸素療法含む)		
気管切開部の管理		
血糖値測定・ インスリン注射		
人工肛門等の管理		
導尿		
その他		

医療的ケア実施に関する同意書

以下の事項をよくお読みいただき、□にチェックください。

No.	項目	チェック欄
1	保護者が教育委員会に「(様式1) 医療的ケア実施申込書」及び「(様式3) 医療的ケアに係る主治医意見書」を提出し、教育委員会が医療的ケアの実施の可否や継続の可否を判断します。	<input type="checkbox"/>
2	学校での医療的ケアを実施する上で主治医の指導・助言が必要な場合に、学校関係者や看護師等が保護者の受診に同行し、主治医と直接相談することがあります。	<input type="checkbox"/>
3	富山市関係部署、学校医、訪問看護師、連携医療機関等と情報共有します。 学校生活を送る上で必要な範囲で、他の在籍児童生徒や保護者との間で情報共有を行う場合があります。	<input type="checkbox"/>
4	医療機関への受診、学校が求める各種書類の用意及び提出、カンファレンスの実施など、学校での安全な受入れ及び医療的ケアの実施、円滑な教育活動の実施のため、協力します。	<input type="checkbox"/>
5	学校では、「(様式1) 医療的ケア実施申込書」、「(様式3) 医療的ケアに係る主治医意見書」及び「(様式5) 主治医指示書」等に基づき医療的ケア、教育活動及び緊急時の対応を行います。 指示されていない医療的ケア等は行うことはできません。	<input type="checkbox"/>
6	児童生徒の状況が変わった場合には、改めて「(様式5) 主治医指示書」ほか教育委員会が必要と認める書類の提出を求めることがあります。	<input type="checkbox"/>
7	登校前に家庭にて健康観察を行ってください。顔色、動作、食欲、体温等が普段と異なり、児童生徒の体調が悪い時には登校を控えてください。	<input type="checkbox"/>
8	止むを得ない事情により、医療行為を行う看護師が勤務できない場合には、保護者等に付き添いをお願いすることがあります。	<input type="checkbox"/>
9	医療的ケアを安全に実施するため、入学時や転学時のほか、夏休み等の長期休業や長期の入院後はじめて登校する際などには、安定して医療的ケアを実施できるまでの一定の期間、保護者等に付き添いの協力を依頼する場合があります。	<input type="checkbox"/>
10	学校や看護師等が必要と認めるときには、主治医等を受診ください。なお、その費用は保護者の負担となります。	<input type="checkbox"/>
11	在校中に児童生徒の健康状態に異変があった場合などに備え、必ず保護者等と連絡がとれるようにしてください。	<input type="checkbox"/>
12	児童生徒の症状に急変が生じ、緊急事態と学校が判断した場合やその他必要な場合には、学校が事前に確認している医療機関に連絡を行い、必要な措置を講じます。同時に児童生徒の保護者等に連絡を行います。また、保護者等へ連絡する前に児童生徒を医療機関に搬送し、受診又は治療が行われることがあります。それに伴い生じた費用は保護者の負担となります。	<input type="checkbox"/>
13	入学時や転学時において、他の関係機関と必要な情報を共有します。	<input type="checkbox"/>
14	保護者は、医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を不足なく、保護者の費用負担の上で準備・点検・整備し、学校に預託することとします。使用後の物品は、家庭に持ち帰ることとします。	<input type="checkbox"/>

医療的ケア実施に関する同意書

15	医療機関に支払う診察報酬、文書料等は保護者が負担することとします。	<input type="checkbox"/>
16	学校等は、個別の実施マニュアル等の関係書類を作成する過程において、内容等を保護者へ確認し、合意形成を図りながら進めるとともに、保護者はそれに協力するものとします。	<input type="checkbox"/>
17	上記のほか、必要に応じ学校・教育委員会との間で取り決めた事項を遵守します。	<input type="checkbox"/>

(宛先) 富山教育委員会

以上に掲げる事項について、全て同意の上、医療的ケアの実施を依頼します。

年 月 日

保護者署名

(宛先) 富山市教育委員会

記入日 年 月 日

医療的ケアに係る主治医意見書

医療機関名	
所在地	
電話番号	
医師名	

児童生徒氏名	生年 月 日	年 月 日 (歳 か月)	性別	男・女
学校名	学年			
診断名	受診状況		<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 不定期	
必要な医療的ケア	<input type="checkbox"/> 経管栄養 (経鼻 ・ 胃ろう) <input type="checkbox"/> 喀痰吸引 (口腔 ・ 鼻腔 ・ 気管カニューレ内) <input type="checkbox"/> 人工呼吸器による呼吸管理 (酸素療法含む) <input type="checkbox"/> 気管切開部の管理 <input type="checkbox"/> 血糖値測定・インスリン注射 <input type="checkbox"/> 人工肛門等の管理 (人工肛門 ・ 膀胱ろう) <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に :)			
服薬状況 (処方箋添付可)	<input type="checkbox"/> 有 (内容 :) <input type="checkbox"/> 無			
呼吸障害	<input type="checkbox"/> 有 (内容 :) <input type="checkbox"/> 無			
摂食・嚥下の 状況	経口摂取	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 一部可 <input type="checkbox"/> 不可		
	誤嚥の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	食形態	<input type="checkbox"/> 普通食 <input type="checkbox"/> きざみ食 <input type="checkbox"/> ペースト状		
	その他	<input type="checkbox"/> (内容 :)		

(裏面へ続く)

排尿障害	<input type="checkbox"/> 有 (内容：) <input type="checkbox"/> 無	
排便障害	<input type="checkbox"/> 有 (内容：) <input type="checkbox"/> 無	
予想される 緊急時の状況 及び対応	状 況 ・ 頻 度	
	対 応	
	緊急搬送の目安	
学校生活上の配 慮や活動の制限	<input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 部分的に必要とする <input type="checkbox"/> 常に必要とする (内容：)	
その他		

医療的ケア児に関する面談記録

(保護者記入欄)

児童生徒氏名 ふりがな	生年 月日	年 月 日生	性別	男・女
学校名	学年			
診断名				
手帳等に関すること	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (級)			
	<input type="checkbox"/> 知的障害者手帳 (養育手帳) (A・B・C)			
	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 (級)			
	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 (級)			
主治医、通院・療育 に関すること	医療機関名、診療科、通院頻度等			
	訪問看護ステーション名、利用頻度等			
	保健福祉センター、地域包括支援センター等			

(面談者記入欄)

面談日	令和 年 月 日 ()	面談時刻	: ~ :
面談相手 (保護者)			
対応者			
記録者			
服薬	服薬の有無、医薬品名、頻度等		
コミュニケーションに 関すること			
食事に関すること <>は具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介助の有無 (有< >・ 無) ・給食喫食の有無 (有・ 無< >) ・アレルギーの有無 (有< >・ 無) ・その他の希望 (有< >・ 無) 		
運動に関すること			
姿勢・移動に関する こと	介助の有無等		
排泄に関すること	尿意、便意、排泄の方法等		
その他 学校で配慮 してほしいこと	遠足や校外学習、周囲への指導等		

主治医指示書

保護者名（ ）様

依頼のありました、学校内において実施可能な医療的ケアの内容と留意点は別紙のとおりです。

学 校 名	
児 童 生 徒 氏 名	
障 害 名	

下記に☑のあることについて学校における医療的ケアの実施を別紙のとおり看護師に指示する。

令和 年 月 日

医療機関名

主 治 医

(※該当の医療的ケアに☑をしてください)

- 経管栄養 [別紙1]
- 吸引 [別紙2]
- 気管切開部の管理 [別紙3]
- 吸入 [別紙4]
- 酸素療法 [別紙5]
- 血糖測定・インスリン注射 [別紙6]
- 人工呼吸器 [別紙7]
- 導尿 [別紙8]
- その他 [別紙9]

別紙2

○医療的ケアの内容（吸引）

実施内容		
	カテーテルサイズ Fr	吸引圧 (kPa・ mmHg) 以下
実施箇所	実施箇所	挿入の長さ (c m)
	<input type="checkbox"/> 口腔	
	<input type="checkbox"/> 鼻腔	
	<input type="checkbox"/> 鼻腔咽頭エアウェイ	
	<input type="checkbox"/> 気管カニューレ	
留意点		
緊急時の対応		

別紙3

○医療的ケアの内容（気管切開部の管理）

実施内容		
	カニューレの種類	サイズ（内径） mm
	<input type="checkbox"/> 人工鼻の交換 <input type="checkbox"/> ガーゼ交換 <input type="checkbox"/> 固定ひも（の確認）	
留意点		
緊急時の対応	<p><事故抜去時の対応></p> <ul style="list-style-type: none">・気管カニューレ抜去後（5分以内・30分以内・1時間以内）に 生命が危険となる。・気管カニューレ抜去後（5分以内・30分以内・1時間以内）に 再挿入が困難となる。 <p><具体的な対応></p> <p><緊急搬送の判断基準></p>	

別紙4

○医療的ケアの内容（吸入）

実施内容				
吸入内容	<input type="checkbox"/> 定時	時間	薬剤名	量
	<input type="checkbox"/> 随時	吸入が必要な体調		
留意点				
緊急時の対応				

別紙6

○医療的ケアの内容（血糖測定・インスリン注射）

実施内容		
血糖測定 ・ インスリン注射	時間帯	血糖値と対応（補食・インスリン注射）
随時測定	目安となる体調	
	血糖値と対応	
留意点		
緊急時の対応		

別紙8

○医療的ケアの内容（ 導尿 ）

実施内容	<p>カテーテルの種類 () サイズ () F r . 尿道に挿入する長さ () c m 用手圧迫 (可 ・ 不可)</p> <p>実施時間 (:) (:) (:) (:) (:)</p>
留意点	
緊急時の対応	

別紙9

○医療的ケアの内容 ()

実施内容	
留意点	
緊急時の 対応	

(参 考 资 料)

資料1：医療的ケアに関する関係法令・通知（文部科学省・厚生労働省等）

資料2：富山市立学校医療的ケア運営協議会設置要綱

資料3：富山市立学校医療的ケア運営協議会委員名簿等

【資料 1】

医療的ケアに関する関係法令・通知（文部科学省・厚生労働省等）

- 1 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて
（平成 16 年 10 月 22 日付け 16 国文科初第 43 号文部科学省初等中等教育局長通知）
- 2 医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について
（平成 17 年 8 月 25 日付け 17 国文科ス第 30 号文部科学省スポーツ・青少年局長初等中等教育局長通知）
- 3 「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について
（平成 21 年 7 月 30 日付け 21 ス学健第 3 号文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長依頼）
- 4 ストーマ装具の交換について
（平成 23 年 7 月 5 日付け医政医発 0705 号第 3 号厚生労働省医政局医事課長）
- 5 特別支援学校における喀痰吸引等の取扱いについて
（平成 24 年 4 月 2 日付け 24 受文科初第 221 号文部科学省初等中等教育局長通知）
- 6 障害のある幼児児童生徒の給食その他の摂食を伴う指導にあたっての安全確保の徹底について
（平成 24 年 7 月 3 日付け 24 初特支第 9 号文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知）
- 7 学校給食における窒息事故の防止について
（平成 25 年 7 月 1 日付け文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課・初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）
- 8 今後の学校給食における食物アレルギー対応について
（平成 26 年 3 月 26 日付け 25 文科ス第 713 号文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- 9 登録特定行為事業者となっている学校における医師の指示書の取扱いについて
（平成 26 年 3 月 31 日付け 25 初特支第 33 号文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長高等教育局学生・留学生課長通知）

- 1 0 医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について
(平成 28 年 6 月 3 日付け 28 文科初第 372 号文部科学省初等中等教育局長等通知)
- 1 1 学校におけるてんかん発作時の座薬挿入について
(平成 29 年 8 月 22 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)
- 1 2 看護師による気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入について
(平成 30 年 5 月 11 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長事務連絡)
- 1 3 学校における医療的ケアの今後の対応について
(平成 31 年 3 月 20 日付け 30 文科初第 1769 号文部科学省初等中等教育局長通知)
- 1 4 医療的ケアが必要な幼児児童生徒のスクールバスなどの専門通学車両による登下校時の安全確保について
(令和元年 5 月 21 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)
- 1 5 人工呼吸器等の医療機器を使用する幼児児童生徒が在籍する学校における災害時の対応について
(令和元年 11 月 11 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)
- 1 6 医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について
(令和 2 年 3 月 16 日付け元文科初第 1708 号文部科学省初等中等教育局長通知)
- 1 7 人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末の利用について
(令和 2 年 7 月 10 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)
- 1 8 平成 31 年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への影響に関する調査等」報告書について
(令和 2 年 8 月 6 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)
- 1 9 「医療的ケア児等医療情報共有システム (MEIS)」の活用について
(令和 2 年 8 月 7 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)
- 2 0 小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受入れるために～
(令和 3 年 6 月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

- 2 1 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について（令和 3 年 6 月 18 日付け公布通知）
- 2 2 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（令和 3 年 9 月 17 日付け初等中等教育局長通知）
- 2 3 令和 4 年度診療報酬改定を踏まえた医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について（令和 4 年 4 月 1 日文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）

【資料2】

富山市立学校医療的ケア運営協議会設置要綱

(名称及び目的)

第1条 富山市立学校における、医療的ケア児の受入れの実施に関し、その受入れに関する実施方針、ガイドラインの作成等医療的ケアの実施に関する全般について指導や助言を行い、各施設及び学校における総括的な支援体制を整備するため、富山市立学校医療的ケア運営協議会（以下「協議会」）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 富山市立学校医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの作成、改正に関すること。
- (2) 医療的ケア児の受入れに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、富山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が依頼する委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げるものとし、10名以内とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 医療従事者
- (4) 学校長
- (5) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又会長が欠けたときには、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、部会を開くことができる。

2 部会は、部会長をもって組織し、部会長及び部会員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときには、会長があらかじめ指名する当該部会の部会員が、その職務を代理する。

5 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長は、会議の議長となる。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、学校保健課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和5年10月13日から施行する。

【資料3】

富山市立学校医療的ケア運営協議会委員名簿等

(敬称略)

氏名	所属・職名
宮 一志	富山大学教育学部教授、富山大学附属病院医師
八木 信一	八木小児科医院院長、公益社団法人富山市医師会理事
高尾 久子	訪問看護ステーションままアシスト管理者、看護師
大野 芳江	富山県医療的ケア児等支援センター副センター長
國香 真紀子	富山市小学校長会会長
大久保 秀俊	富山市中学校長会会長

【所属・職名は令和6年3月時点】

ガイドラインの策定にあたっては、外部の有識者等で構成する運営協議会を計2回開催し、総合的かつ具体的な意見をいただいたほか、次の関係機関・団体にも参考意見や情報提供をいただいております。

- 富山市PTA連絡協議会
- 公益社団法人富山市医師会
- 富山大学教育学部
- 富山県医療的ケア児等支援センター
- 富山市学校保健会
- 富山市小学校長会
- 富山市中学校長会
- 富山県関係機関
 - ・富山県教育委員会県立学校課
 - ・富山県立富山総合支援学校
- 富山市関係部局
 - ・こども家庭部
 - ・福祉保健部
 - ・消防局

富山市立学校における医療的ケア児の
受入れに関するガイドライン

令和6年3月

富山市教育委員会学校保健課
〒930-8510 富山県富山市新桜町6番15号
Toyama Sakura ビル
電 話 076-443-2136
FAX 076-443-2088
